

令和7年泉佐野市田尻町清掃施設組合議会第2回（10月）定例会

令和7年10月21日（火）

---

**議事日程**

- 令和7年10月21日（火） 午前9時54分 開議
- 日程第1 監査報告第2号 令和7年1月分より3月分の監査結果報告について  
監査報告第3号 令和7年4月分より7月分の監査結果報告について
- 日程第2 議 案第7号 泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の損害賠償責任の一部  
免責に関する条例制定について
- 日程第3 議 案第8号 泉佐野市田尻町清掃施設組合財務条例制定について
- 日程第4 議 案第9号 泉佐野市田尻町清掃施設組合職員の任用及び給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例制定について
- 日程第5 議 案第10号 泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費に関する条例  
制定について
- 日程第6 議 案第11号 泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処分手数料条例制定に  
について
- 日程第7 議 案第12号 泉佐野市田尻町清掃施設組合公平委員会設置条例の一部  
を改正する条例制定について
- 日程第8 議 案第13号 泉佐野市田尻町清掃施設組合の機関の求めにより出頭し  
た者等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する  
条例制定について
- 日程第9 議員発議第5号 泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の個人情報保護に関する  
条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議 案第14号 令和7年度泉佐野市田尻町清掃施設組合一般会計補正予  
算（第1号）
- 日程第11 認 定第1号 令和6年度泉佐野市田尻町清掃施設組合一般会計決算認定  
について
- 

**議員定数10名**

**出席議員10名**

今 井 猛 史（田 尻 町）

小 川 雄 司（田 尻 町）

高 橋 圭 子 (泉佐野市)	中庄谷 栄 孝 (泉佐野市)
中 野 静 男 (田尻町)	中 村 慎 作 (泉佐野市)
西 野 辰 也 (泉佐野市)	布 田 拓 也 (泉佐野市)
冬 野 雄一郎 (田尻町)	峰 浦 修 平 (泉佐野市)

---

#### **議事説明員職氏名**

管 理 者	千代松 大 耕 (泉佐野市長)
副 管 理 者	山 本 一 男 (田尻町長)
会計管理者	福 本 伊織 (泉佐野市会計管理者)
事務局長	日 垣 淳
事務局次長	信 野 好 司
事務局参事	溝 口 治
事務局参事	桑 村 英 司

---

開会（午前9時54分）

#### **○議長（中庄谷 栄孝君）**

おはようございます。ただいまから令和7年泉佐野市田尻町清掃施設組合議会第2回（10月）定例会を開会いたします。

議員定数10名中、出席議員は10名でありますので会議は成立しております。

会議に入る前に、本年7月に副管理者に就任されました山本 一男副管理者より発言の申出がありますので、これを許可します。

#### **○副管理者（山本 一男君）**

皆さん、おはようございます。

副管理者になりました山本でございます。本年7月に田尻町長に就任し、本組合の副管理者となって初めての組合議会でありますので、議員の皆様方に一言ご挨拶申し上げたいと存じます。

町長に就任して3か月余りでございますが、この間、町の懸案事項の把握とその課題に向けての方策づくりの取組を始めたというところであります。このような中で、本組合が管理するし尿及びごみの中間処理施設の運営につきましても、その重要性を改めて実感しているところでございます。

一般廃棄物の処理業務につきましては、現炉の老朽化により新炉の建設を推進してい

るところでございます。住民の生活、事業活動に密接した大切なサービスであるとともに、衛生的で安全な処理が目的とされておりますので、今後とも適正な処理と円滑な組合運営に副管理者として努めてまいりたいと考えておりますので、議員皆様方のご理解、ご協力をお願いし、甚だ簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中庄谷 栄孝君）

それでは会議に入ります。

本定例会の会議録署名議員といたしまして、中野 静男議員、中村 慎作議員、よろしくお願ひいたします。

次に、本定例会の会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期を本日 1 日といたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中庄谷 栄孝君）

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日 1 日と決定いたします。

次に、本日の議事日程について報告を求めます。

○事務局次長（信野 好司君）

改めまして、おはようございます。

それでは本日の議事日程を申し上げます。

日程第 1 監査報告第 2・3 号 監査結果報告について

日程第 2 議案第 7 号 泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の損害賠償責任の一部免  
責に関する条例制定について

日程第 3 議案第 8 号 泉佐野市田尻町清掃施設組合財務条例制定について

日程第 4 議案第 9 号 泉佐野市田尻町清掃施設組合職員の任用及び給与、勤務時間  
その他の勤務条件に関する条例制定について

日程第 5 議案第 10 号 泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費に関する条例制  
定について

日程第 6 議案第 11 号 泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処分手数料条例制定につ  
いて

日程第 7 議案第 12 号 泉佐野市田尻町清掃施設組合公平委員会設置条例の一部を  
改正する条例制定について

日程第8 議案第13号 泉佐野市田尻町清掃施設組合の機関の求めにより出頭した者等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第9 議員発議第5号 泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第10 議案第14号 令和7年度泉佐野市田尻町清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）

日程第11 認定第1号 令和6年度泉佐野市田尻町清掃施設組合一般会計決算認定について

以上でございます。

よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

---

○議長（中庄谷 栄孝君）

ただいまより議事に入りますが、本組合議会会議規則の規定によりまして、質疑につきましては1議案について1人5回までとなっておりますので、ご承知おきお願ひいたしたいと存じます。

---

日程第1 監査報告第2・第3号 監査結果報告について

○議長（中庄谷 栄孝君）

それでは、日程第1、監査報告第2・第3号、監査結果報告についてを議題といたします。

この監査報告につきましては、皆様に配付しておりますとおり、監査委員から議長宛てに報告がありましたので、ご報告いたします。

この報告につきまして、ご質疑の点ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中庄谷 栄孝君）

ないようですので、よって、監査結果報告につきましてはご了承お願いします。

---

日程第2 議案第7号 泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について

○議長（中庄谷 栄孝君）

次に、日程第2、議案第7号、泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○事務局長（日垣 淳君）

まず、議案第7号のご説明の前に、本日予定しております議案第7号から議案第13号につきましては、新ごみ処理施設の整備事業に併せた熊取町の本組合への参画による、いわゆる新組合の発足を見込みまして、昨年度から法改正などに伴う現組合の条例規則の制定・改正などの整理を行っているものの一環であることを申し添えいたします。

それでは、議案第7号、泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

この条例は、平成29年に改正、令和2年に施行された地方自治法第243条の2の7第1項の規定に基づき、組合の職員等の組合に対する損害賠償責任の一部を免責することについて、必要な事項を定めるものでございます。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条の趣旨では、この条例の制定趣旨を規定し、第2条の損害賠償責任の一部免責では、組合は職員等の組合に対する損害を賠償する責任を、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額から、職員等に係る基準給与年額に、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる旨を規定するものでございます。

また、この当該各号に定める数、いわゆる乗数につきましては、職員等の職責や給与水準などを考慮し、第1号の管理者にあっては6と、第2号の副管理者及び監査委員にあっては4と、第3号の公平委員会の委員にあっては2と、第4号の職員にあっては1と、それぞれ定めるものでございまして、以上の規定内容は、いずれも地方自治法施行令第173条の4に定める参酌基準に準拠したものでございます。

最後に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、本条例につきましては、地方自治法第243条の2の7第2項に、制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならぬと規定されていることから、議会からその意見を照会したところ、お手元に本日配付しております別添資料のとおり、「本条例案は、地方自治法第243条の2の7第1項の規定により、善意かつ重大な過失がない場合における組合の職員等の損害賠償責任の上限

を定めるものであるが、当該上限は同法施行令に規定する基準に準ずるものであり、特に意見はありません」とのご回答をいただいたところでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

これより質疑に入ります。

何かご質疑ございませんか。

**○布田 拓也君**

ちょっと内容と、数字の計算方法とかについて理解がしにくいので、具体的に教えていただいてもよろしいでしょうか。

**○事務局長（日垣 淳君）**

先ほど申し上げましたとおり、法施行令第173条の4に定める参酌基準に基づいて、職員や給与水準などを考慮して条例で定めることになっております。

計算方法といいますと、単純に説明させていただくと、1年分の給与に乗数、先ほど言いました1から6の乗数を掛けさせていただくといったものになってまいります。

**○布田 拓也君**

これはその乗数を損害賠償責任の額から引くということですかね。

**○事務局長（日垣 淳君）**

引くのではなくて、そこが上限額になるという意味合いになります。

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

よろしいですか。

**○布田 拓也君**

分かりました。

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

ほかにございませんでしょうか。

**○小川 雄司君**

これは最初の冒頭の説明で分かりましたけれども、これまで損害賠償の責任に当たるような事例が本組合にあって生じたのかということと、併せて管理者、副管理者、また監査委員、公平委員、職員とありますけれども、全部網羅しているわけですけれども、大体他市町の当該するごみ焼却、またし尿の施設管理においてどういったことが考えられるのか。例えばいいですけれども、例示いただけたらありがたいと思いますが、いかがで

しょうか。

○事務局長（日垣 淳君）

今までのこういったことに当たるような事例は、今のところございません。こちらは先ほども申し上げましたとおり、平成29年に地方自治法の改正によりまして、それに併せて、泉佐野市のほうでは令和2年12月21日に制定されておりまして、田尻町のほうはまだ未制定なんですけども、そういった流れで組合のほうも同様に制定するといったものでございます。

そういう事例の例なんんですけども。

○事務局参事（溝口 治君）

この条例の適用の範囲の中で特によくあるのが情報漏洩、いわゆる個人情報を漏洩したとかいうようなところ、非公開情報を漏洩してしまった、また、メールで誤送信してしまったというところで、損害が生じた場合に適用されるというようなものでございます。

○議長（中庄谷 栄孝君）

よろしいでしょうか。

○布田 拓也君

これは不正とか、そういうことに関しては、ここは当たらないと考えていいんですか。

○事務局長（日垣 淳君）

あくまで職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときはという条件がございますので、当然、職員の責に帰すようなものであれば、この免責は該当しないということになってまいります。

○議長（中庄谷 栄孝君）

よろしいでしょうか。

○布田 拓也君

はい。

○議長（中庄谷 栄孝君）

そのほか、ご質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（中庄谷 栄孝君）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中庄谷 栄孝君）

ないようですので、これで討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

議案第7号、泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（中庄谷 栄孝君）

挙手全員であります。よって、本議案は原案どおり決定されました。

---

日程第3 議案第8号 泉佐野市田尻町清掃施設組合財務条例制定について

○議長（中庄谷 栄孝君）

次に、日程第3、議案第8号、泉佐野市田尻町清掃施設組合財務条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○事務局長（日垣 淳君）

それでは、議案第8号、泉佐野市田尻町清掃施設組合財務条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書7ページをお開きください。

この条例は、組合の財務に関する事務の処理に係る既存の条例を整理・統合するため、新規に制定するものでございます。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条の趣旨では、この条例の制定趣旨を規定し、第2条の事務処理では、第1号から第7号に掲げる組合の財務に関する事務を、別に定めるものを除き、泉佐野市の例により処理する旨を、第3条の委任では、管理者への委任規定をそれぞれに定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行するものとし、第2項及び第3項では、既存の2件の条例をこの条例に整理・統合するため廃止するものとし、第4項では、第2項の廃止条例の規定によつた処分、手続、その他の行為の経過措置を定めるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申

し上げます。

○議長（中庄谷 栄孝君）

これより質疑に入ります。

何かご質疑ございませんか。

○小川 雄司君

財務に関わる条例がこれまでも制定されていなかったということと、これまで行政財産使用料条例を廃止して、その条例の範囲での施行等あったと思いますけれども、しかし、財務条例全体において議決すべき財産取得処分とか無償譲渡等とありましたけども、議会の審議、議決は経てきたと思いますけれども、それ以外の財産の処分、また譲渡などの事務についてはこれまでどうしておったのかというふうになりますが、それはどんなふうに理解したらよろしいんでしょうか。

○事務局参事（溝口 治君）

おっしゃるように、今回この条例の附則において廃止させていただく条例以外の事務につきましては、これまで該当事案がなかったということになります。ただし、今後発生する可能性は十分にございますので、今回改めて整理をする上で必要な事務について盛り込ませていただいたということでご理解を賜りたいと思います。

○小川 雄司君

これは熊取町と田尻町と泉佐野市と1市2町での新炉建設という、その建設に伴う組合議会もつくっていくということを想定して法令の整備ということではありますけども、熊取町とはこれを本議会に上程するに当たって、すり合わせなり相談なりということはしているのか、その必要はないのかと。また、令和14年のオープンまでに事務作業において、また新たに制定されるものというふうになっていくのか、ほぼこの内容を踏襲されるものか、その辺はどうなんですか。

○事務局参事（溝口 治君）

今回この議会で提案させていただいている中で、熊取町と一定の調整をさせていただいたものは、議案第11号のごみ処分手数料条例、いわゆる当組合は一般廃棄物の処理施設の管理運営を主な事務として担っておりますので、この件につきましては事前に、当然、泉佐野市、田尻町との間の調整、それと熊取町さんにも一定の情報提供をさせていただいたということはございます。

ただし、それ以外の、いわゆる総務的な部分につきましては、今の基本的な考え方は現組合の条例を一部必要な部分は改正する可能性はございますけれども、今まで踏襲

をしていきたいと。そのために踏襲できるような内容に、今回2年をかけて整理をさせていただいているというところでございます。

○議長（中庄谷 栄孝君）

よろしいでしょうか。

ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中庄谷 栄孝君）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中庄谷 栄孝君）

ないようですので、これで討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

議案第8号、泉佐野市田尻町清掃施設組合財務条例制定について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（中庄谷 栄孝君）

挙手全員であります。よって、本議案は原案どおり決定されました。

---

**日程第4 議案第9号 泉佐野市田尻町清掃施設組合職員の任用及び給与、勤務時間  
その他の勤務条件に関する条例制定について**

○議長（中庄谷 栄孝君）

次に、日程第4、議案第9号、泉佐野市田尻町清掃施設組合職員の任用及び給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○事務局長（日垣 淳君）

それでは、議案第9号、泉佐野市田尻町清掃施設組合職員の任用及び給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書9ページをお開きください。

この条例は、泉佐野市田尻町清掃施設組合職員の給与及び勤務条件についての条例の

全部を改正するものでございます。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条の趣旨では、この条例の制定趣旨を規定し、第2条の定義では、第1号に職員の定義を、第2号に派遣職員の定義をそれぞれ定めるものでございます。

次に、第3条の運用では、第1項に、派遣職員を除く組合の職員の任用及び給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては、泉佐野市の職員の例による旨を、また、第2項に、派遣職員の任用及び給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては、組合と構成団体との協定によるものとし、協定に定めのないものに関しては、泉佐野市の職員の例による旨をそれぞれ規定するものでございます。

最後に、第4条の委任では、管理者への委任規定を定めるものでございます。

なお、附則としまして、第1項では、この条例は公布の日から施行するものとし、第2項では、改正前の泉佐野市田尻町清掃施設組合職員の給与及び勤務条件についての条例の規定によつてした処分、手続、その他の行為に関する経過措置を定めるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（中庄谷 栄孝君）

これより質疑に入ります。

何かご質疑ございませんか。

#### ○小川 雄司君

先ほどの第8号などは、今までそういう事例がなかつたでよかつたんですけど、今回は職員の任用及び給与、勤務時間、勤務条件ということで、職員の、またそれ以外の基本的なことの根本を取り決めているところでありますけども、先ほどと同じでありますけど、これまで職員の任用、給与、勤務時間、勤務条件、これは内規のようなものがあつて、それで運用していたということですか。私も記憶があまりないんですけど、その辺はどうですか。

#### ○事務局長（日垣 淳君）

今まで、改定前の泉佐野市田尻町清掃施設組合職員の給与及び勤務条件についての条例といったものがございまして、そこの中で泉佐野市の例によるというような形で運用はしておりました。ただ、今回、組合のほうも、いわゆるプロパー職員といいますか、組合雇用の職員が増えてきたりとか、当然、泉佐野市、田尻町から来られている職員、派

遣で来られている職員との、こちらの明文化をするために、分けて定義させていただいた  
という次第でございます。

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

ないようですので、これで討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

議案第9号、泉佐野市田尻町清掃施設組合職員の任用及び給与、勤務時間その他の勤務  
条件に関する条例制定について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいた  
します。

（挙手全員）

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

挙手全員であります。よって、本議案は原案どおり決定されました。

---

**日程第5 議案第10号 泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費に関する条例制  
定について**

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

次に、日程第5、議案第10号、泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費に関する  
条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

**○事務局長（日垣 淳君）**

それでは、議案第10号、泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費に関する条例制定  
について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書11ページをお開きください。

この条例は、泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費についての条例の全部を改正するものでございます。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条の趣旨では、この条例の制定趣旨を規定し、第2条の旅費の額等では、第1項に、第1号に掲げる管理者及び副管理者から第4号に掲げる一般職の職員及び職員以外の者に対して支給する旅費の額については、それぞれ当該各号に掲げる者の例による旨を、また、第2項に、前項に定めるもののほか、職員等に対して支給する旅費については、泉佐野市の一般職の職員に対して支給する旅費の例による旨をそれぞれ規定するものでございます。

最後に、第3条の委任では、管理者への委任規定を定めるものでございます。

なお、附則としまして、第1項では、この条例は公布の日から施行するものとし、第2項では、改正前の泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費についての条例の規定によつてした旅費の支給に関する経過措置を定めるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（中庄谷 栄孝君）

これより質疑に入ります。

何か質疑ございませんか。

#### ○冬野 雄一郎君

ちょっとよく分からぬので教えていただきたいんですけど、第2条の、(1)、(2)、(3)で、管理者及び副管理者、管理者というと泉佐野市長ですよね。さらにまた、泉佐野市長という記載があります。(2)では、組合議会の議員、我々ですよね。さらに泉佐野市議会の議員。(3)につきましても、同じく泉佐野市の特別職の職員で非常勤のもの、(4)につきましても、泉佐野市の一般職の職員及び職員以外のものということで記載があるんですけど、これというのはどういうことでこの記載があるのか教えていただけますでしょうか。

#### ○事務局長（日垣 淳君）

併記しているので分かりにくいかもしれないんですけども、第2条の内容としまして、次の各号に掲げる職員に対して支給する旅費の額は、当該各号に掲げる者の例によることになっておりまして、例えば、(1)の管理者及び副管理者の旅費の額については、右に記載している泉佐野市長の例によるというような、そういう意味でございます。

よろしくお願ひします。

○議長（中庄谷 栄孝君）

よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中庄谷 栄孝君）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中庄谷 栄孝君）

ないようですので、これで討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

議案第10号、泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費に関する条例制定について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○議長（中庄谷 栄孝君）

挙手全員であります。よって、本議案は原案どおり決定されました。

---

日程第6 議案第11号 泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処分手数料条例制定について

○議長（中庄谷 栄孝君）

次に、日程第6、議案第11号、泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処分手数料条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○事務局長（日垣 淳君）

それでは、議案第11号、泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処分手数料条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書13ページをお開きください。

この条例は、泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処分手数料条例の全部を改正するものでございます。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条の趣旨では、この条例の制定趣旨を規定し、第2条の定義では、第1号から第5号に掲げる用語の定義を定め、第3条の受入れ基準では、搬入者は別に規則で定める基準に従い適正に搬入しなければならない旨を規定するものでございます。

次に、第4条の受入れ拒否では、第1項に、管理者は搬入者が受入れ基準に従わない場合は、その搬入物の一部又は全部の受入れを拒否することができる旨を、また、第2項に、組合の職員は前項に規定する管理者の権限を行使することができる旨をそれぞれ規定するものでございます。

次に、第5条の手数料では、第1項に、組合は施設において受け入れたごみの処分について別表に定める手数料を徴収する旨を、また、第2項に、前項のごみのうち、次の各号に掲げるものの処分については、前項の規定にかかわらず、手数料を徴収しない旨をそれぞれ規定するものでございます。

次に、第6条の手数料の減免では、第1項に、管理者が手数料の減免を行うことができる場合を、第2項に、減免を受けようとする者の所要手続についてそれぞれ規定するものでございます。

最後に、第7条の委任では、管理者への委任規定を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項では、この条例は令和8年4月1日から施行するものとし、第2項では、改正前の泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処分手数料条例の規定によつてした処分、手續、その他の行為に関する経過措置を定めるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（中庄谷 栄孝君）

これより質疑に入ります。

何かご質疑ございませんか。

### ○布田 拓也君

現在の熊取町さんの手数料はどのような形になつていますでしょうか。

### ○事務局参事（桑村 英司君）

熊野町も同じく10キロで100円ということで、同じ単価でございます。

### ○布田 拓也君

料金は同じということで、そのほかの受入れの仕様であつたりとか、その辺り何か違いとかというのはあるんでしょうか。

**○事務局長（日垣 淳君）**

細かいことを照合していくと、やはり泉佐野市、田尻町の分と熊取町のクリーンセンターでは、受入れの基準というのは違ってくる部分はございます。ただ、これは今後、すり合わせていくといいますか、協議によってすり合わせていくものでございますが、今現状の泉佐野市田尻町の清掃施設組合の受入れ基準を一旦定めておるというところでございます。

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

よろしいでしょうか。

**○布田 拓也君**

はい。

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

そのほか。

**○小川 雄司君**

先ほど、参事の方がご答弁いただいたことを少し前に進めて考えてみると、1市2町で清掃施設組合を立ち上げて手数料を制定ということになっていくとすれば、今回の55キロ未満が500円、以後10キロ増すごとに100円を加えた額ということが踏襲されていくというふうに考えてもいいんでしょうか。また、それは令和14年4月1日でしたか、実際に事業を開始される前に当たって見直しがかけられるものと考えるべきなのか、その辺はいかがですか。

**○事務局長（日垣 淳君）**

まず、熊取町が正式に本組合に参画するというのは、新規約が策定されることのタイミングかと思っております。その際には、手数料であったりとか、そういったところの金額を、今の分を踏襲するのかどうかも含めて協議していくということにはなってまいります。

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中庄谷 栄孝君）

ないようですので、これで討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

議案第11号、泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処分手数料条例制定について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（中庄谷 栄孝君）

挙手全員であります。よって、本議案は原案どおり決定されました。

---

**日程第7 議案第12号 泉佐野市田尻町清掃施設組合公平委員会設置条例の一部を  
改正する条例制定について**

○議長（中庄谷 栄孝君）

次に、日程第7、議案第12号、泉佐野市田尻町清掃施設組合公平委員会設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○事務局長（日垣 淳君）

それでは、議案第12号、泉佐野市田尻町清掃施設組合公平委員会設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。また、お手元に配付しております条例新旧対照表を併せてご参照ください。

本則中、「本組合」を「組合」に改めますのは、組合の全ての例規における文言整理の一環として改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中庄谷 栄孝君）

これより質疑に入ります。

何かご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

ないようですので、これで討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

議案第12号、泉佐野市田尻町清掃施設組合公平委員会設置条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

挙手全員であります。よって、本議案は原案どおり決定されました。

---

**日程第8 議案第13号 泉佐野市田尻町清掃施設組合の機関の求めにより出頭した者等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について**

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

次に、日程第8、議案第13号、泉佐野市田尻町清掃施設組合の機関の求めにより出頭した者等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題いたします。

提案者の説明を求めます。

**○事務局長（日垣 淳君）**

それでは、議案第13号、泉佐野市田尻町清掃施設組合の機関の求めにより出頭した者等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。

議案書17ページをお開きください。また、お手元に配付しております条例新旧対照表を併せてご参照ください。

第2条中、「規約」を「泉佐野市田尻町清掃施設組合規約」に、「泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費についての条例（昭和40年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第7号）第2条の規定によりその例によることとされる泉佐野市職員等の旅費についての条

例（昭和38年泉佐野市条例第8号）の規定により8級から2級までの職務にある一般職の職員に支給する旅費（日当を除く。）を、「泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費に関する条例（令和7年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第11号）第2条第1項第4号の規定によりその例によることとされる泉佐野市の一般職の職員及び職員以外の者に支給する旅費」に改めますのは、第2条中の「規約」を正式名称である「泉佐野市田尻町清掃施設組合規約」に改めるとともに、さきの議案第10号におきまして、「泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費についての条例」を「泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費に関する条例」に名称変更することに伴い、規定の整理を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

これより質疑に入ります。

何かご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

ないようですので、これで討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

議案第13号、泉佐野市田尻町清掃施設組合の機関の求めにより出頭した者等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり決定することに賛成の方は举手願います。

（举 手 全 員）

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

举手全員であります。よって、本議案は原案どおり決定されました。

---

**日程第9 議員発議第5号 泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の個人情報保護に関する条例**

## る条例の一部を改正する条例制定について

### ○議長（中庄谷 栄孝君）

次に、日程第9、議員発議第5号、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

### ○中野 静男君

それでは、議員発議第5号、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定について、議員を代表して提案理由をご説明申し上げます。

議案書19ページをお開きください。また、お手元に配付しております条例新旧対照表を併せてご参照ください。

今回の改正は、主に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴う所要の改正でございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

まず、第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めますのは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い改めるものでございます。

次に、第56条中、「泉佐野市及び田尻町」を「泉佐野市田尻町清掃施設組合規約第2条に規定する組合を組織する地方公共団体」に改めますのは、組合の全ての例規における文言整理の一環として改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1条にこの条例の施行期日を、第2条に罰則の適用等に関する経過措置を、第3条に人の資格に関する経過措置を、第4条に規則への委任規定をそれぞれ定めるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。議員の皆様の満場のご賛同をよろしくお願ひ申し上げます。

### ○議長（中庄谷 栄孝君）

これより質疑に入ります。

何かご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

### ○議長（中庄谷 栄孝君）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中庄谷 栄孝君）

ないようですので、これで討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

議員発議第5号、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（中庄谷 栄孝君）

挙手全員であります。よって、本議案は原案どおり決定されました。

---

**日程第10 議案第14号 令和7年度泉佐野市田尻町清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）**

○議長（中庄谷 栄孝君）

次に、日程第10、議案第14号、令和7年度泉佐野市田尻町清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○事務局長（日垣 淳君）

それでは、議案第14号、令和7年度泉佐野市田尻町清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明いたします。

議案書別冊3ページをお開き願います。

歳出予算の補正としまして、第1条で歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第1表 嶸出予算補正」とおり更正するものでございます。

4ページをお開きください。

③第一事業所費・(1) し尿処理費及び④第二事業所費・(1) 塵芥処理費において、トータルゼロの歳出補正をするものでございます。

次に、歳出補正の詳細についてご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページ、7ページの事項別明細書をご覧ください。

③第一事業所費・(1) し尿処理費・1 し尿処理場運営費におきまして、10 需用費、消耗品費で300万円を増額し、2 紙料で132万5,000円、3 職員手当等で112万3,000円、4 共済費で55万2,000円をそれぞれ減額し、結果として増減ゼロの

歳出予算補正を行うものでございます。

こちらは、物価高騰による薬品単価の値上がりにより、第一事業所において汚泥処理、水処理、臭気処理等のために使用する工業薬品の購入費が現計予算では対応し切れないことが懸念されるため、消耗品費の予算を増額し、人件費で不用見込みのうち、当該増額分を減額するものでございます。

次に、④第二事業所費・(1) 塵芥処理費・1 塘芥処理場運営費におきまして、15 原材料費、資材等購入費で1,000万円を増額し、2 給料で369万1,000円、3 職員手当等で419万4,000円、4 共済費で211万5,000円をそれぞれ減額し、結果として増減ゼロの歳出予算補正を行うものでございます。

これは、本年9月初めに第二事業所のごみ処理施設におきまして、ごみをかき上げて炉に運ぶためのクレーンの指示モーター減速機のギアが老朽化により破損し、作動しなくなつたため、現在、2台あるうちの1台のみのクレーンで対応しているところでございます。万が一、このクレーンが故障した場合にはごみの受入れを中止するような事態になるため、早急に修理する必要がございますので、クレーンを修理するための機械部品等を購入する原材料費の予算を増額し、人件費で不用見込みのうち、当該増額分を減額するものでございます。

なお、人件費の明細につきましては、8ページ、9ページに給与費明細書として掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（中庄谷 栄孝君）

これより質疑に入ります。

何かご質疑ございませんか。

#### ○小川 雄司君

まず、原材料費の物価高騰分によっての改定ということで、第一が300万円、第二が1,000万円ということになっておりますけども、人件費の減額で対応するというようなことのその辺の状況がよくのみ込めないというのがありまして、本来ならば人件費は、当初予算組みがありましたように、ふさわしく職員に処して、手当、期末、勤勉、管理職ということがあって上程されているものと思いますけれども、全てにわたって減額されているということになっておりまして、これはどういうことなのか、もう少し詳細にご説明をお願いしたいと思います。

## ○事務局長（日垣 淳君）

まず、第一事業所費、第二事業所費の人物費それぞれなんですけども、第一事業所費に關しましては、そもそも人物費というのは1. 1倍から1. 2倍、見込みよりも少し多めに措置されておるというところが1点ございますのと、人事異動等によりまして役職等が変わることによって不用額が生じるということがございます。

第二事業所におきましては、予算要求の時点では人員の要求をしておったものの、実際、その年度に人員が配置されなかつたということで、人員、欠員が出ているというところの給与の不用額が出ているといった次第でございます。

## ○小川 雄司君

今ご説明をお聞きしますと、第二事業所ごみ焼却場においては、1人分予算措置としてされておったけれども、実際それが現実のものとして人員配置がされなかつたことによつて、その予算が剩余、余つたということの理解と思ひますけれども、管理者に伺いたいわけですが、当初予算組みで上がつていた人事配置に関する予算を、あなた自身認めておきながら人事配置がされなかつたということは、どんなふうに私は理解したらよろしいんでしょうか、伺いたいと思います。

## ○事務局長（日垣 淳君）

予算措置、こちらのほうの人員というのは、大阪広域組合であつたりとか、そういういた知見をお持ちの技術職員の方を1名配置するような予定でしております、ふさわしい方が見つからなかつたといった次第でございます。

## ○小川 雄司君

ふさわしい方が見つからなかつたということでありますけども、当然、ふさわしい方を見つける努力もして予算措置をするものと私は思ひますけれども、当初予算編成の中でそういう特別な人事配置になつたのかどうか、その辺は分かりませんが、管理者としてコメントをいただけませんでしょうか。

## ○事務局長（日垣 淳君）

先ほど申し上げましたとおり、技術職の職員を組合として募集させていただいた次第でございますが、募集というか探させていただいた次第ですけども、ふさわしい方が見当たらなかつたと、配置できなかつたといった次第でございます。

以上です。

## ○議長（中庄谷 栄孝君）

よろしいですか。

**○小川 雄司君**

管理者、答弁いただけたらと思います。

**○管理者（千代松 大耕君）**

事務局長が答弁したとおりでございます。

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

**○布田 拓也君**

まず1つ目の消耗品費について、これは、ご説明もあったんですけど、もう一度お伺いするんですけど、どういった理由で発生した増額になりますでしょうか。また、これはどこから購入するようなものになりますでしょうか。

**○事務局長（日垣 淳君）**

物価高騰によるものでございます。昨年度よりも、主要なところでいうと、例えば凝集剤であったりとか、そういった薬品類で単価が非常に上がったという部分がございました。そういったところは入札により、薬品会社から購入しております。

以上です。

**○布田 拓也君**

これは1つの薬品会社から全てのもの、この300万円の全てはその1社の分ということになりますか。

**○事務局長（日垣 淳君）**

第一事業所で言いますと、合計10種類ほどの薬品を購入しております、それぞれに入札、及び、金額に合わせて見積り合わせであったりを行って、業者を決定しております。

**○布田 拓也君**

これは複数社含まれるものということですかね。今、この時点でこういうふうに物価高騰の影響で補正が発生するということなんんですけど、今後に関しては、何か継続的に発生していくとかということはないんでしょうか。

**○事務局長（日垣 淳君）**

単価契約としましては、4月、5月に入札を行いまして、6月から3月末までの金額を契約しておりますので、金額がこれ以上上がるといったことはございません。

**○布田 拓也君**

ありがとうございます。

次に第二事業所のほうで、クレーンの老朽化で、部品の関係で、今1台で稼働しているということなんですかけれども、これはどういう理由で発生した状況になりますでしょうか。

○事務局参事（桑村 英司君）

クレーンのほう、毎日、ごみをつり上げて、焼却炉のほうに放り込むわけなんですけども、そのつり上げるためのギア、それが老朽化によってギアの一部が欠けてしまいまして、補修はできませんので交換ということで計上させていただいております。

○布田 拓也君

分かりました。かなり老朽化が進んで、新炉建設までもう少し期間があるので、今後こういった予算がどれだけ発生してくるのかということが心配なところなんですかけれども、そういった中で予算ができるだけ抑えているという姿勢なのかなというふうに、今回ほかの部分を削ってここに充てるということで、発生したら発生した分だけ増やしますよではなくて、ない中で頑張って出すんですよという姿勢を業者さんにも示せていただいているのかなというふうに感じますので、やり方としては非常に頑張ってくれているんだなということを感じているんですけども。

ただ、何年も前から心配をずっとしてきて、意見もさせていただいていたんですけど、やはり建設した会社に今後の運営も委託をしていて、何か故障なり問題が発生したときに、見積りをするのもその会社で、修理をしたりとか改修するのもその会社でということになると、幾らでも請求できてしまうおそれがあるんじゃないかというところで、そこを懸念していたところなので、新炉建設時に当たってはそこは改善して、入札で、20年ですかね、そこまでの修繕運営を含めた形でやっていただけるという形の改善をしていただいているので、今後は問題なくなってくると思うんですけども、新炉建設までの間にどれだけ発生するのかということが心配でして、そういったところを今現状としてはどういうふうに、チェックであったりですか、それは本当に問題ない運営で発生した故障ですかということであったりとか、修理に必要な部品の購入が、それは本当に適正な価格ですかといったところであったりとか、そういうところを担保するための取組というところでどういったことをしていただいているのかということに関して、教えていただけますでしょうか。

○事務局長（日垣 淳君）

議員のご懸念はよく分かるんですけども、今は第二事業所のほう、技術職員を4名配置しております、そちらの職員が常日頃から、要は老朽化が進んだ箇所であったりとか、

そういう部分をチェックして、施工する箇所であったり、当然金額についても積算の上、適正な価格であるかをチェックして施工に当たっておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

○布田 拓也君

ありがとうございます。以前から、大阪市のO Bの技術職員さんを来ていただいて、配置していただいているかと思うんですけども、その方はこの4名の中に含まれているのか。それと、今先ほどのご答弁にあった技術職員の方が1名見つからなかつた分を今回減額していますということなんですかけども、そういう人材が欠けている状況になつているのか、そこをお伺いできますか。

○事務局長（日垣 淳君）

大阪広域清掃組合から1名、O Bの方、技術職の中に、その4名の中に入っています。今もう1名お願いしたいというところで、当然、大阪広域施設組合さん以外のところも含めてなんですが、そういうご知見のある方を探しておる状態ではございますが、そのもう1名というのが見つからなかつたという次第で、今おられる技術職の中にお一人、O Bはいらっしゃいます。

○布田 拓也君

分かりました。そういうところに気をつけてやっていたいているというところだと思いますので、ありがたいかなと思いますが、今1名見つかっていない分に関しては、どういった業務上の不足が生じているんでしょうか。

○事務局長（日垣 淳君）

今4名配置しておる技術者のうち、1名は第一事業所のほうと第二事業所を掛け持ちしていただいているような状況でございます。そちら、第一事業所、どちらの方をどうするかというのは配置されてからの問題になるんですけども、第一事業所のほうにもしつかり1名置いて、第二事業所のほうにも1名置きたいというふうには思っております。

○布田 拓也君

今1名いてくださっているのは、し尿処理なのか、ごみの焼却なのか、どちらの専門の方とか、そういうのはあるんですか。どちらも見れる方ですか。

○事務局長（日垣 淳君）

今来ていただいている方は機械設備の専門といいますか、ご知見のある職員でございます。

○布田 拓也君

分かりました。

○議長（中庄谷 栄孝君）

ほか、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中庄谷 栄孝君）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中庄谷 栄孝君）

ないようですので、討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

議案第14号、令和7年度泉佐野市田尻町清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中庄谷 栄孝君）

挙手全員であります。よって、本議案は原案どおり決定されました。

---

**日程第11 認定第1号 令和6年度泉佐野市田尻町清掃施設組合一般会計決算認定  
について**

○議長（中庄谷 栄孝君）

次に、日程第11、認定第1号、令和6年度泉佐野市田尻町清掃施設組合一般会計決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○事務局長（日垣 淳君）

それでは、議案書21ページ、認定第1号、令和6年度泉佐野市田尻町清掃施設組合一般会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

まず、歳入歳出決算書をご覧ください。

2ページ、3ページでは歳入につきまして、4ページ、5ページでは歳出について記載してございます。

それぞれの表の最下段、予算現額の総額は、歳入歳出とともに16億4,454万3,0

00円、決算額は、歳入歳出ともに15億3, 957万7, 688円でございます。

なお、余剰金が発生することのないよう、市・町負担金の差額を5月末の出納閉鎖の期限までにそれぞれ返納し、決算額を確定しております。

次に、歳入内訳につきまして、3ページの表の左端、収入済額をご覧ください。

①分担金及び負担金で、14億5, 356万953円。

②使用料及び手数料で、7, 934万5, 560円。

③諸収入で、28万2, 365円。

④財産収入で、306万3, 810円。

⑤国庫支出金で、332万5, 000円でございます。

次に、歳出内訳につきまして、5ページの表の左端、支出済額をご覧ください。

①議会費で、74万8, 585円、なお、執行率は48. 8%でございました。

②総務費で、4, 317万9, 034円、執行率は90. 4%。

③第一事業所費で、2億8, 725万3, 624円、執行率は95. 5%。

④第二事業所費で、12億839万6, 445円、執行率は93. 4%。

⑤公債費、⑥予備費につきましては、執行なしとなっております。

なお、歳出全体での執行率は93. 6%でございました。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

なお、説明事項といたしましては、歳入につきましては特に説明を要すると思われる事項について、歳出につきましては、事業ごとに100万円を超える不用額が生じており、かつ執行率が90%未満のもの、その他、特に説明を要すると思われる事項についてご説明いたします。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

恐れ入ります、事項別明細書の2ページ及び3ページをお開き願います。

まず、最上段①分担金及び負担金は、泉佐野市、田尻町及び熊取町からの負担金でございまして、調定額、収入済額ともに14億5, 356万953円で、その内訳は、泉佐野市が12億8, 892万8, 836円、田尻町が9, 222万4, 521円、熊取町が7, 240万7, 596円でございます。

なお、熊取町の負担金の内訳は、し尿等の処理に関する負担が6, 625万9, 092円、新ごみ処理施設整備に関する負担金が614万8, 504円でございます。

次に、②使用料及び手数料につきましては、調定額、収入済額ともに7, 934万5, 560円で、うち（1）使用料の4, 820円は、第二事業所における自動販売機及び電

柱の占用に係る使用料で、(2) 手数料の 7, 934万740円は、ごみの直接搬入に係る処分手数料でございます。当初予算額1億円に対し、2,065万9,260円の差額が生じましたものは、ごみ搬入量の減少によるものでございます。

次に、③諸収入は、調定額、収入済額とともに28万2,365円で、全て(2)雑入となっており、こちらは自動販売機の電気代等でございますが、令和6年度に関しましては、労災保険料の還付金24万2,398円があったため、予算額2万4,000円を大きく上回っているものでございます。

次に、④財産収入は、調定額、収入済額とも306万3,810円で、古着、紙類、アルミなどの金属類の売却代金でございます。

次に、⑤国庫支出金は、調定額、収入済額とも332万5,000円で、こちらは新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価等業務委託などに係る国の交付金でございます。当初予算では634万3,000円と計上しておりましたところ、交付金額が332万5,000円となったことにつきましては、本業務は令和3年度から令和6年度にかけて行っておりまして、令和6年度分は最終年度となるのですけども、令和3年度及び令和4年度に交付金の年度間調整があったことに併せて令和5年度に変更契約があつたため、当初予算額と差異が生じたものでございます。

以上、歳入合計額は15億3,957万7,688円でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、少し飛びますが、8ページ、9ページをお開き願います。

③第一事業所費・(1) し尿処理費・1 し尿処理場運営費・事業コード30200第一事業所運営事業におきまして、10需用費で852万9,611円の不用額が発生しておりますのは、工業薬品において入札及び見積り合わせによりまして、予算額に対し契約単価が下がったことで、消耗品費で249万9,578円の不用額が生じたこと、また、電気料金の単価は上がったものの電気使用量が見込みを下回ったことによりまして、光熱水費で600万1,984円の不用額が発生したこと等によるものでございます。

次に、12 委託料で438万5,600円の不用額が発生しておりますのは、主にし尿処理施設運転管理業務委託料が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。

④第二事業所費・(1) 塵芥処理費・1 塘芥処理場運営費・事業コード40100人件費事業（第二事業所）におきまして、1報酬で285万4,576円、3職員手当等で313万9,305円など、事業全体で756万2,161円の不用額が発生しております

のは、人事異動及び会計年度任用職員1名の欠員により、実際の入件費額が見込みを下回ったものでございます。

次に、事業コード40200第二事業所運営事業におきまして、10需用費で3,697万4,943円の不用額が発生しておりますのは、こちらも第一事業所と同様に、工業薬品において、入札及び見積り合わせにより予算額に対して契約単価が下がったことで、消耗品費で1,485万7,830円の不用額が生じたこと、また、電気料金の単価は上がったものの電気使用量が見込みを下回ったこと等により、光熱水費で2,079万8,792円の不用額が発生したことなどによるものでございます。

次に、12委託料で3,387万7,918円の不用額が発生しておりますのは、全体的に入札及び見積り合わせ等により、予算額に対し単価及び契約金額が下がったことが主な原因でございますが、特に焼却灰・ばいじん運搬業務において、入札により契約単価が見込額を下回ったことに併せまして、ごみの搬入、焼却量が減少したことで灰の処分量が見込みを下回ったことによりまして、1,811万532円の不用額が生じたこと、また、一般廃棄物埋立処分業務において、同じく灰の処分量が見込みを下回ったことによりまして、1,529万7,612円の不用額が発生したことなどによるものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。

前項から引き続きまして、④第二事業所費・(2)塵芥処理場建設費・1塵芥処理場建設費・事業コード40400人件費事業、新ごみ処理施設整備におきまして、2給料で174万80円など、事業全体で373万3,079円の不用額が発生しておりますのは、人事異動等により実際の入件費額が見込みを下回ったものによるものです。

次に、事業コード40500新ごみ処理施設整備事業におきまして、12委託料で243万200円の不用額が発生しておりますのは、基本設計及び環境影響評価等業務委託料及び都市計画決定支援業務委託料が見込みを下回ったこと等によるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。

14ページには実質収支に関する調書を、15ページには財産に関する調書を記載してございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、よろしくご承認いただきますようお願い申し上げます。

#### ○議長（中庄谷 栄孝君）

これより質疑に入ります。

何かご質疑ございませんか。

○小川 雄司君

まず1つは、私は久しぶりに当組合に出てきておりますので、熊取町からのし尿の搬入を受けているということでこの決算に表れておりますが、9ページの委託料のお話で、区分の12委託料、不用額は438万5,600円出ております。これはし尿の搬入受入れが当初を下回ったということですが、熊取町は何年度から受けていて、それで、実際に1市2町になっているのに、1行政増えているのに下回ったというのは、理解はどんなふうにしたらいいのか、その辺はいかがですか。

○事務局長（日垣 淳君）

熊取町は、令和3年度からし尿処理委託契約を締結しまして、当組合に、第一事業所のほうに搬入委託を受け入れております。その際に契約しているものは、単価による契約でございまして、搬入量にその単価を掛けたものが、簡単に言えば委託料というふうになります。想定しているよりも搬入量が少し少なかったということでございます。

○小川 雄司君

ちょっと聞かせてほしいんですが、し尿の搬入処理は1市2町でどのぐらいの実績になつておるか分かりますか。

○事務局長（日垣 淳君）

し尿の搬入量ですが、合計で6万9,900キロリットルでございます。そのうち、泉佐野市の搬入量が5万8,471キロリットル、田尻町が534キロリットル、熊取町が1万895キロリットルでございます。

○議長（中庄谷 栄孝君）

よろしいですか。

ほかに。

○布田 拓也君

まず最初に、監査委員さんの審査の意見について記載されていることについてお伺いしたいんですけども、2点記載されていて、予算の執行における選択、判断等について、十分な説明ができるよう、詳細な顛末の記録を残しておくことを期待するという意見があるんですけども、これはどういうことに関しての意見なのでしょうか。

○事務局長（日垣 淳君）

残っていなかつたので指摘されたといったわけではございませんで、今後、工事であつたりとか、そういったこと、見積り合わせにより事業者が決まったとか、そういった経過を顛末、詳細に残しておくことで、公平性とか金額の妥当性を証明する証票となるように

置いておくことというようなご指摘でございました。

○布田 拓也君

分かりました。

あともう1つあるのが、薬品費のほか説明の必要な項目についていま一度検討し、より分かりやすい資料の作成に取り組まれたいということなんですけれども、こちらはどういったことに関しての指摘についての意見でしょうか。

○事務局長（日垣 淳君）

監査報告のとき、こちらのときに示しました決算資料のほうの薬品費の記載の仕方が少し分かりにくいものがありましたので、指摘を受けまして修正いたしました。決算資料のほうは、修正して分かりやすい表記になったものをつけております。

○布田 拓也君

分かりました。単純に分かりにくかったというだけですかね。

○事務局長（日垣 淳君）

そうですね。

○布田 拓也君

分かりました。ありがとうございます。

あと、手数料収入の2,065万円減に関して、この内容の詳細について、取組等も併せて教えていただいてよろしいでしょうか。

○事務局長（日垣 淳君）

1億円に対しまして7,934万740円ということで、不足額が生じたということでございますが、年々、自然減といいますか、人口減少に伴ってごみの量自体は減っておるんですけども、それに併せて、令和5年の10月あたりから搬入指導といいますか、不正物の搬入指導というのを強化していったところがございます。市・町のほうで強化していただいて、うちのほうでも、組合のほうでも搬入強化をしたという経過がございました。その成果といいますか、その効果が現れて、搬入量が、令和5年が1万4,627トンから1万2,591トンに令和6年度は下がった。2,036トン下がったことによつて、手数料が下がってしまったという次第でございます。

○議長（中庄谷 栄孝君）

布田議員、これで5回目です。

○布田 拓也君

最大何回とか。

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

5回。

**○布田 拓也君**

分かりました。

最後にお伺いします。その取組で、収入減というところだけを見るとよくないんですけど、多分、搬入指導で、受け入れるべきでないものが持ち込まれていたというところを指導を強化してお断りするような形で、よりよく適正化していただいたのだと思うんですけども、この効果によって歳出の影響であったりですとか、焼却炉への影響であったりですか、歳入減というところだけではなくてよい面といいますか、運営に関する影響に關してもお伺いできますでしょうか。

**○事務局長（日垣 淳君）**

ありがとうございます。手数料の収入のほうだけで言うと、下がった下がったというふうになってしまふんですけども、おっしゃるとおり、やっぱりごみを処理するのにトン当たりといいますか、物の量によりましてコストがかかりますので、薬品費であったりとか、実際燃料費であったりとか、そういうものが下がることによりまして、消耗品費もしくは委託料であったりとか、そういうものは減っている部分はございます。

あと、単純に搬入量が減ったりすることによって、炉自体が老朽化しているものでございますので、損傷が少し和らぐといいますか、余裕を持って燃焼できるというような効果はございます。

**○布田 拓也君**

ありがとうございます。

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

そのほか、ご質疑ございませんか。

**○小川 雄司君**

今、議論になっておりました搬入指導の強化について、立ち至って、どういう搬入指導をされたのかお聞きしたいと思うんですが。

併せて、質問の5問までというのは、1題につき5問までやね。

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

はい。

**○小川 雄司君**

そしたら、ついでにもう1つ言わせてもらいます。11ページにあります焼却炉整備工

事1から3号炉で3億3,177万出ておって、実際に今年度、クレーンの2つのうち1つが駄目になっちゃって新しくしたという話ですけども、クレーンというのは基本中の基幹中の機械というふうに思うんですけども、これは決算ですので、今後、令和14年4月から新炉を開設するまで、実際にどれぐらいの焼却炉の整備工事、延命措置、延命強化、額面とか、そういうものを出しておるんじゃないかと思うんですけど、その辺に立ち至ってお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○事務局長（日垣 淳君）

まず、搬入強化の取組なんですが、泉佐野市、田尻町におきまして、搬入証明書というのを発行していただいているんですが、その際に免許を求めてもらったり、事業所に関しては所属の分かるようなものを出していただいていると、そういったことがございます。当然、現場においても、組合の第二事業所においても、職員ができるだけプラットフォームに立ちまして、いわゆる怪しいといいますか、そういったところには声をかけて指導するというようなことを強化しております。

もう1点、工事のほうなんですが、おっしゃるとおり、3億5,000万ほど毎年かけて工事しております。内容としましては、1号炉から3号炉まで、焼却炉3炉あるんですけども、そちらを定期修繕工事といいまして、1個ずつ悪いところを補修しているというものが大半になってございます。それに関しましては、やはり大前提としましては、新しいごみ焼却炉ができるまで、機能を維持して止めることなくやっていくという中で、やはり廃炉にするものでございますので、コストのほうもバランスよくといいますか、考えながら、最低限といいますか、最低限と言ったらおかしいんですけども、機能を維持できる、コスト的には最低限のもので工事をしていくと、修繕をしていくというふうに思っております。

金額的なものは、もちろん計画的に出しておるんですけども、何分老朽化が激しいもので、なかなかどういったトラブルが起こるかというのが予想できない部分がございますので、その辺りは、計画どおりには進むかどうかなんんですけども、一応計画は当然した上で予算計上をしております。

以上です。

○議長（中庄谷 栄孝君）

よろしいでしょうか。

○小川 雄司君

市民的にも興味があるというか、それは搬入指導の強化の話で、搬入証明書はもちろん

ですけど、運転免許証ですね、提示いただくのは。それで、運転免許証の住所、氏名。だけど、搬入証明書にはお名前しかないと思うんですけどね。住所もありますか。それが合致しているか、符合しているかどうかということを点検するということになりますね。

それで、その中で実際に搬入量が、令和3年から6年と言いましたっけ、2,000トンぐらい減ったという話ですけども、それは実際にあそこのスケールに乗つかって、提示したときに、駄目ですというふうに断つたりとか、そういう事例があつてとか、その辺の詳細はどうですか。

**○事務局長（日垣 淳君）**

まず、搬入証明書は、ご存じのとおり泉佐野市、田尻町それぞれの市・町で発行しておりますので、市・町のほうで搬入証明書を発行する際にご確認していただいているものでございます。搬入証明書をお持ちになった方だけが、当然、組合のほうに、事業所のほうに搬入に来るんですけども、事例としましては、計量等というよりは、プラットフォームでごみを積卸しされている際にお声がけをするというようなことが多いです。

件数的なものは、すいません、把握しておりません。

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

よろしいですか。

そのほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

ないようですので、これで討論を終了します。

続いて、採決を行います。

認定第1号、令和6年度泉佐野市田尻町清掃施設組合一般会計決算を認定することに賛成の方は举手願います。

（举 手 全 員）

**○議長（中庄谷 栄孝君）**

举手全員であります。よって、本決算を認定することに決定されました。

---

○議長（中庄谷 栄孝君）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年泉佐野市田尻町清掃施設組合議会第2回（10月）定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

閉会（午前11時22分）

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

泉佐野市田尻町清掃施設組合議會議長

同　　　　　副議長

同　　　　　署名議員

同　　　　　署名議員